

東近江市新規開業応援補助金 Q & A

Q		A	
補助対象者	1	すでに創業しているが、税務署に開業届を出していない場合もこの補助金の対象になるのか。	未届に限らず新規開業のみを対象としているため対象外です。
	2	市外に住んでいて、東近江市内に新たに開業する場合対象になるのか。	新規開業であり対象となります。（既に市外で開業されている場合は対象外）
	3	すでに開業しているが、違う業種であれば対象となるのか。	第二創業であれば対象となります。
	4	すでに開業届は提出しているが、事業自体はまだ実施していない場合も対象になるのか。	明らかに事業を実施しておらず、開業の準備期間と判断できる場合は柔軟に対応し、補助対象となります。
	5	東近江市を本拠地として、キッチンカーで事業を始めたいが、補助対象になるのか。	開業届の住所地が東近江市内であれば対象となります。
補助対象経費	6	すでに支払った経費は対象経費となるのか。	交付決定前に発注、購入、契約、納品、支払い等をしている経費は補助対象外です。
	7	キッチンカーで事業を始める場合、必要な備品は対象経費となるのか。	事業を遂行するために必須となる備品は対象となります。
	8	家賃などのランニングコストはどの期間が対象になるのか。	原則、交付決定日以降に支払う経費から事業完了日までに支払う経費が対象になります。支払う対象の期間によっては対象外になる可能性もあります。
	9	契約書の締結は交付決定前でもよいか。	工事等に係る契約については、交付決定後に契約書を締結する必要があります。 店舗の賃貸借契約及び売買契約については、交付決定前の契約が必要です。なお、補助対象となるのは補助対象期間内の経費のみとなります。

申請関係	10	開業届をまだ税務署に提出していないが、どうすればよいのか。	当該補助金は、過去3年以内に法に規定する特定創業支援等事業を修了した者が対象です。交付申請時又は実績報告時に開業届（写し）の提出が必要となります。
	11	市外に住んでいるが、滞納していない証明書が必要か。	市外であっても必要となります。
	12	最近法人を設立したため、まだ課税されていないが納税証明書が必要か。	原則、必要となります。法人設立時期によっては、納税書の発行ができない場合があるので、その際はお問い合わせください。
その他	13	交付決定後、申請時に提出した見積りと購入金額が変更した場合はどうすれば良いか。	商工労政課にお問合せください。 交付決定後の事業内容については、大幅な変更はできませんのでご注意ください。